

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市児童福祉総合センター直流電源装置保全業務
発 注 課	子ども未来局児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	(株)北海道ジーエス・ユアササービス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌市児童福祉総合センターで使用されている直流電源装置は、1993年製造から31年経過しているため、事後保全として整流器盤の交換が必要であり、また、蓄電池についても、メーカー交換推奨時期（R5.5）を経過しており、経年劣化が著しいため交換が必要。その他、現在設置している仮設電源の負荷切替・撤去を行う。</p> <p>本業務を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要であり、装置の構造や各設計規定値の技術・知識を有する事が必須になる。また、現在、装置の故障により(株)GSユアサ製で仮設電源を設置し、仮設対応を行っており、装置交換の際は、仮設電源から新しい電源に切替えるなど、切替作業を行う必要がある。</p> <p>このことから、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造メーカーである(株)GSユアサ製の機器を設置する必要があり、(株)GSユアサ製産業用電源装置の北海道での施工・メンテナンス会社は、(株)北海道ジーエス・ユアササービスのみであり、さらに、(株)北海道ジーエス・ユアササービスは、児童総合福祉センターの直流電源装置の保守業務を移管された業者である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記業者との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年 11月 21日